

下水道使用料の改定案について

令和7年10月2日
第4回経営審議会資料

1. 平成21年度改定時（前回改定時）の考え方

1. 平成21年度改定時(前回改定時)の考え方

(1) 改定に至った背景について

1 使用料収入の減少及び維持管理費の増加

- ・当時も、節水意識の向上等による一世帯あたりの排除量の減により、下水道使用料収入は減少傾向にありました。
- ・一方、施設の老朽化により、維持管理費は年々増加していく見込みとなっていました。

⇒平成21年度～平成24年度の4年間の算定期間の合計で、

「収入見込額101億円」 - 「経費見込額137億円」 = 36億円の不足が見込まれていました。

2 一般会計繰入金の内、赤字補てん分の解消

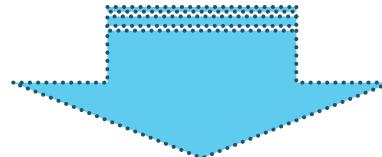
- ・一般会計からの繰入れは、雨水公費・污水私費の原則の下、繰出基準に基づき行っていますが、当時は、下水道使用料収入が汚水処理費用に対して大幅に不足していたため、赤字補てんに対する一般会計からの繰入れを行っていました。

⇒税金による赤字補てんは、下水道を使用していない方々にも汚水処理に係る費用を負担していただくことになりますので、受益者負担の原則に従い、赤字補てんに係る繰入れを解消する目的で使用料改定を行いました。

1. 平成21年度改定時(前回改定時)の考え方

(2) 基本料金の検討について

原価計算 783円



改定後 200円



改定前 100円

基本料金の計算
(原価計算)

$$1,198,303\text{千円} \div \text{年間調定見込件数}1,529,861\text{件} = 783\text{円}$$

原価計算上は、783円と
計算されていました。

基本料金で賄う経費
1,198,303千円
(36%)

従量料金で賄う経費
2,112,955千円
(64%)

※ 流域下水道維持管理負担金は、**全額を変動費**に分解
していました。

少量使用者の負担軽減を目的に「基本料金は
現行の2倍までに抑える」という方針の下、
200円が採用されました。

1. 平成21年度改定時(前回改定時)の考え方

(3) 従量料金の検討について

排除量区分	従量料金単価		改定額	改定率
	改定前	改定後		
1~10 m ³	30円	45円	+15円	50%
11~20 m ³	60円	80円	+20円	33%
21~30 m ³	80円	105円	+25円	31%
31~50 m ³	100円	130円	+30円	30%
51~200 m ³	120円	150円	+30円	25%
201~500 m ³	140円	175円	+35円	25%
501 m ³ ~	160円	190円	+30円	19%

①少量使用者へ配慮

* 少量使用者（低所得者を想定）に配慮するため、少量区分の単価改定額を抑えました。

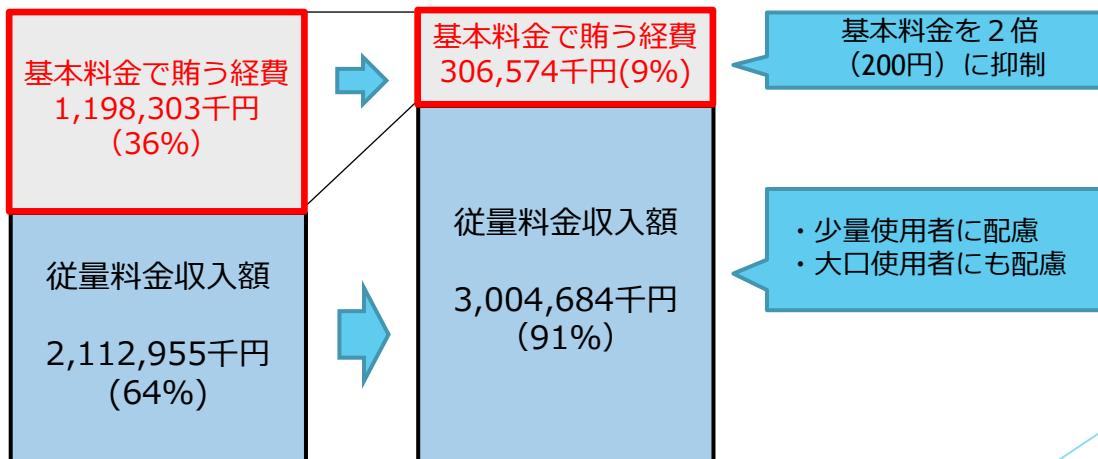
②大口使用者へ配慮

* 企業の市外への転出を防ぐ観点などから、大口区分の単価改定率を抑えました。

1. 平成21年度改定時(前回改定時)の考え方

(4) 前回改定時の基本的考え方（まとめ）

- 1 少量使用者への負担軽減のため、基本料金を「従来の2倍」に抑えていました
- 2 経費分解において、流域下水道維持管理負担金は変動費としていました
- 3 従量料金は、少量使用者と大口使用者の負担が過度に大きくならないよう配慮していました



基本料金を2倍
(200円)に抑制

・少量使用者に配慮
・大口使用者にも配慮

この改定以降、
今まで改定の検討は行わ
れていません
でした。

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

(1) 流域下水道維持管理負担金とは

流域下水道維持管理負担金とは

- 川越市の汚水は、埼玉県が建設する荒川右岸流域下水道（右図13市町が加入）に排出され、「新河岸川上流水循環センター（川越市）」と「新河岸川水循環センター（和光市）」の2つの処理場で処理されています。
- 埼玉県は、その処理費用を「流域下水道維持管理負担金」として 1m^3 当たり単価で川越市など加入団体に請求しています。



2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

(2) 平成21年度改定時に変動費とした理由

県の請求方法が『1 m³当たり単価での請求』であることから、変動費に分解していました。

【参考】

流域下水道維持管理負担金単価の推移
(税込み)

	H 6	…	R 6	R 7	R 8
1 m ³ 当たり単価 (円)	32円	…	32円	38円	43円

※単価は平成6年度以降同額で推移していましたが、令和7年度に31年ぶりの値上げとなりました。

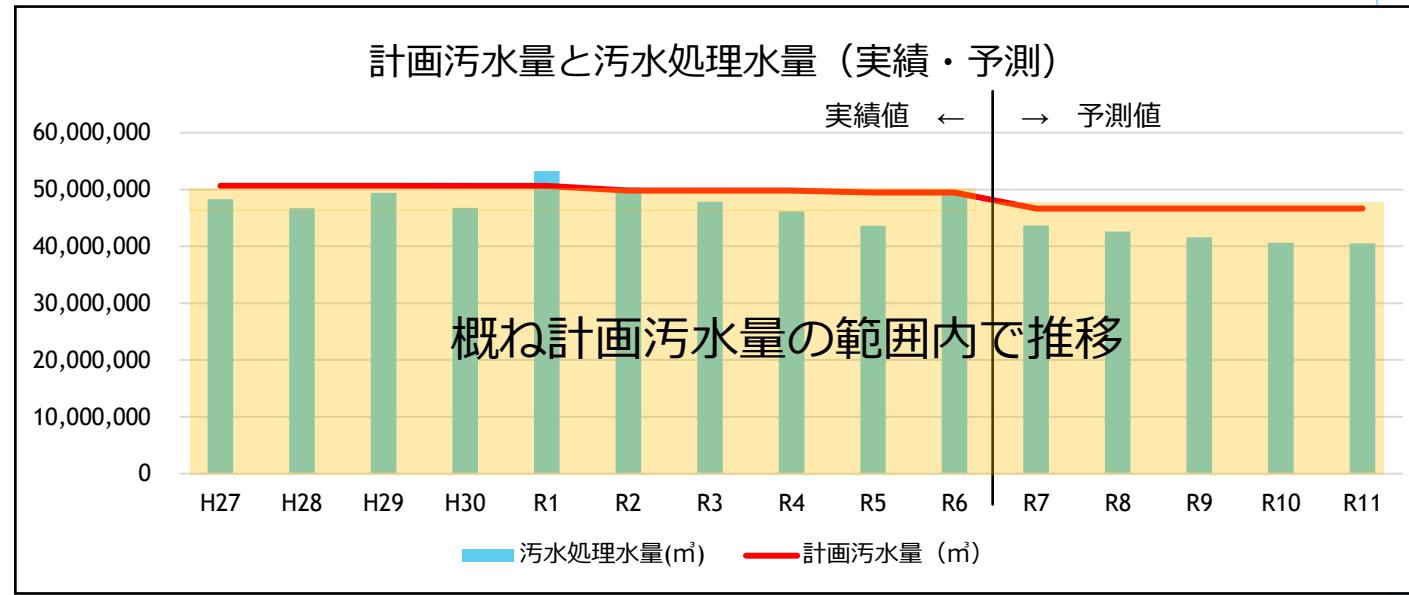
※今回の値上げは、令和7、8年度の2段階で行われます。

※令和12年度には再度見直しが行われる予定です。

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

(3) 今回、固定費と考えた理由

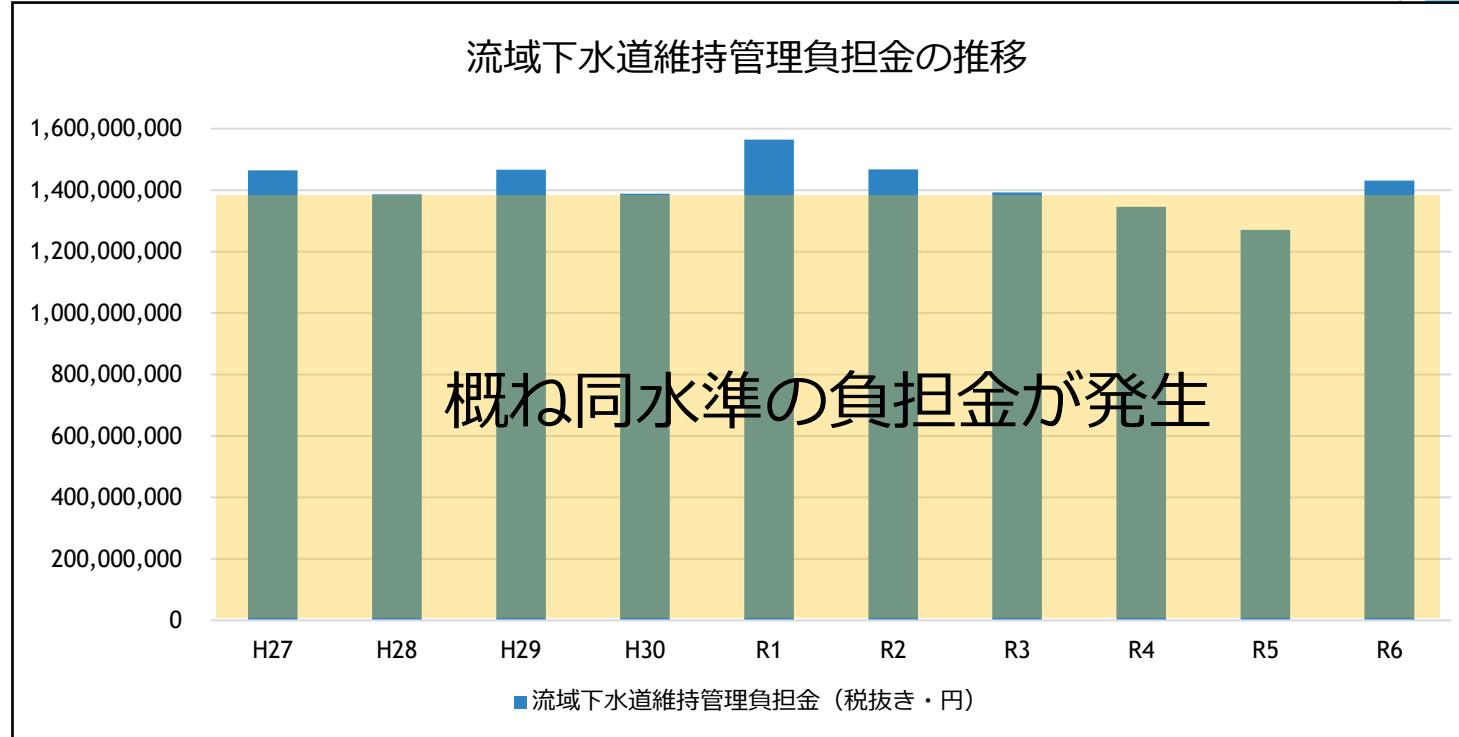
① 計画汚水量と汚水処理水量（実績・予測）の関係



- 過去10年間の汚水処理水量は、埼玉県に提出している計画汚水量の概ね範囲内であり（令和元年度は台風19号の影響で超過）、今後も計画汚水量の範囲内であると予測されています。
- 埼玉県は計画汚水量に基づいて施設整備しており、計画汚水量分の処理経費はあらかじめ予定されたものであることから、固定費としての性質があると認識しました。

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

② 維持管理負担金支払額の実績



○過去10年間に発生した負担金の実績において、概ね同水準の負担金が発生していることから固定費としての性質があると認識しました。

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

③ 下水道使用料算定の基本的考え方

日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」の経費分解基準に、「負担金」は全て固定費と記載されているため。

【資料5】経費分解基準

表1 経費分解基準表

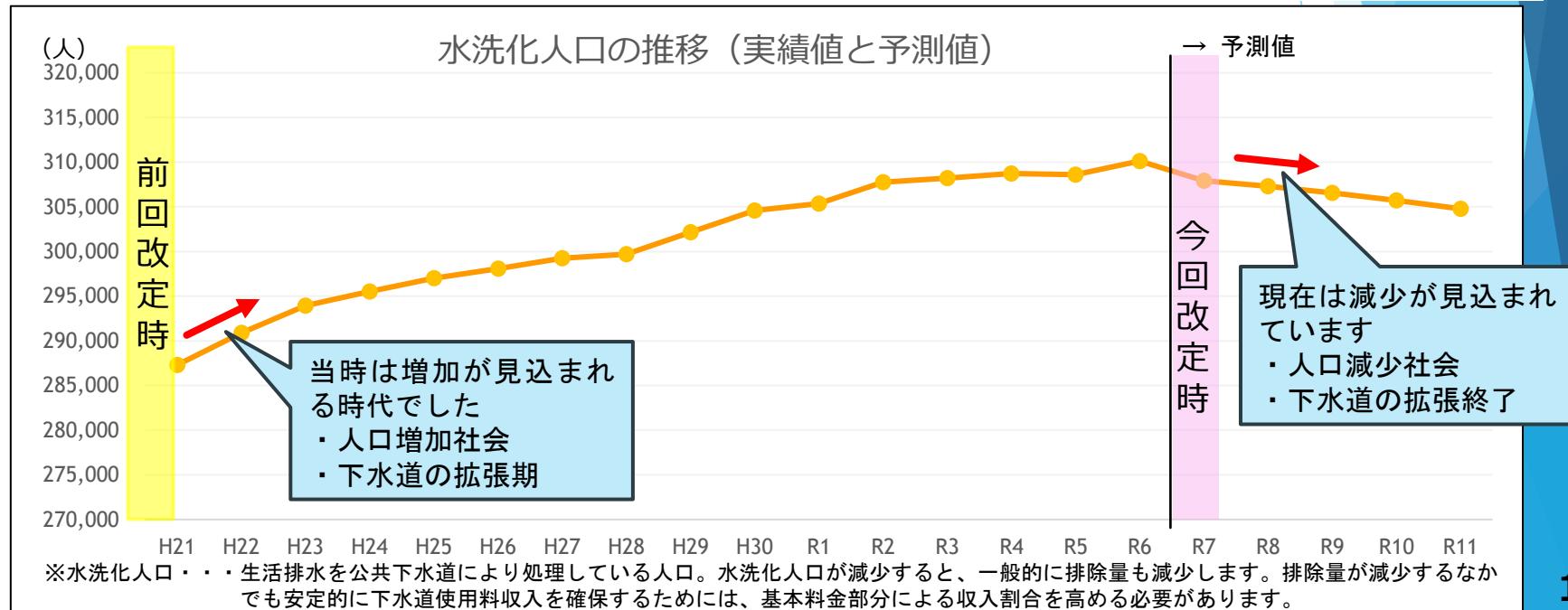
科 目	固定的経費		変動的経費
	需要家費	固定費	
給料			変動費
手当		超勤、特勤手当除く	超勤、特勤手当
賞与引当金繰入額		100%	
賃金			100%
法定福利費	(職員分)		(臨時職員分)
旅費	50%	50%	
被服費	100%		
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費	50%	50%	
修繕費	50%	50%	
委託料	100%		
賃借料	100%		
負担金	100%		
施設費	50%	50%	
保険料	100%		
公課費			
管渠作業費	100%		
設備修繕費	50%	50%	
管渠改造工事費	50%	50%	
給料			100%
手当			超勤、特勤手当除く
賞与引当金繰入額		100%	超勤、特勤手当
賃金			100%
法定福利費	(職員分)		(臨時職員分)
旅費	50%	50%	
被服費	100%		
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費	50%	50%	
修繕費	50%	50%	
委託料	100%		
賃借料	100%		
負担金	100%		
施設費	50%	50%	
保険料	100%		
公課費			
ポンプ場作業費			
設備修繕費	(電力基本料金)	(左以外のもの)	
給料	50%	50%	
手当			100%
賞与引当金繰入額		100%	
賃金			100%
法定福利費	(職員分)		(臨時職員分)
旅費	50%	50%	
被服費	100%		
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費	50%	50%	
修繕費	50%	50%	
委託料	100%		
賃借料	100%		
負担金	100%		
施設費	50%	50%	
保険料	100%		
公課費			
ポンプ場作業費			
設備修繕費	(電力基本料金)	(左以外のもの)	
給料	50%	50%	
手当			100%
賞与引当金繰入額		100%	
賃金			100%
法定福利費	(職員分)		(臨時職員分)
旅費	50%	50%	
被服費	100%		
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費	50%	50%	
修繕費	50%	50%	
委託料	100%		
賃借料	100%		
負担金	100%		
施設費	50%	50%	
保険料	100%		
公課費			

科 目	固定的経費		変動的経費
	需要家費	固定費	
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費		50%	50%
修繕費		50%	
手数料		100%	
委託料		100%	
賃借料		100%	
負担金		100%	
施設費		50%	50%
保険料		100%	
公課費		100%	
処理代行業費		(電力基本料金)	(左以外のもの)
水質検査費		100%	100%
設備修繕費		50%	50%
給料		100%	
手当		超勤、特勤手当除く	超勤、特勤手当
賞与引当金繰入額		100%	
賃金			100%
法定福利費	(職員分)		(臨時職員分)
旅費	50%	100%	
被服費	100%		
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費	50%	50%	
修繕費	50%	50%	
手数料		100%	
委託料		100%	
賃借料		100%	
負担金		100%	
施設費		50%	50%
保険料		100%	
公課費		100%	
処理代行業費		(電力基本料金)	(左以外のもの)
水質検査費		100%	100%
設備修繕費		50%	50%
給料		100%	
手当		超勤、特勤手当除く	超勤、特勤手当
賞与引当金繰入額		100%	
賃金			100%
法定福利費	(職員分)		(臨時職員分)
旅費	50%	100%	
被服費	100%		
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費	50%	50%	
修繕費	50%	50%	
手数料		100%	
委託料		100%	
賃借料		100%	
負担金		100%	
施設費		50%	50%
保険料		100%	
公課費		100%	
ポンプ場作業費			
設備修繕費	(電力基本料金)	(左以外のもの)	
給料	50%	50%	
手当			100%
賞与引当金繰入額		100%	
賃金			100%
法定福利費	(職員分)		(臨時職員分)
旅費	50%	50%	
被服費	100%		
備品消費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費	50%	50%	
修繕費	50%	50%	
手数料		100%	
委託料		100%	
賃借料		100%	
負担金		100%	
施設費		50%	50%
保険料		100%	
公課費		100%	

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

④ 時代背景

水洗化人口の増加が見込まれていた平成21年度の改定時と違い、現在、水洗化人口は長期的に減少していくと見込まれています。こうしたなか、維持管理負担金の経費分解をこれまでのように県の請求方法にのみ着目して判断するのではなく、多角的な視点で判断し、固定的に発生する部分は基本料金に反映させる必要があると考えたため。



2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

(4) 他団体等の状況調査

① 県内他団体の状況

過去3年以内に使用料改定を行った団体と、直近で使用料改定を予定している団体に聞き取り調査を行いました。（流域下水道に接続している団体が対象）

No.	団体名	流域下水道維持管理負担金の経費分解方法	根拠
1	M町	経費分解しなかった	農業集落排水使用料と下水道使用料の差を是正するためだけの改定であり、経費分解はしなかった。
2	H市	経費分解しなかった	流域下水道維持管理負担金の値上げ分だけを賄うための改定であり、基本料金のみの値上げとしたので経費分解はしなかった。
3	O市	経費分解しなかった	赤字分の解消を目的に一律の改定を行ったものであり、経費分解はしなかった。
4	G市	経費分解しなかった	赤字分の解消を目的に一律の改定を行ったものであり、経費分解はしなかった。
5	K市	変動費に100%	1m³当たりの経費として支払うものであるため変動費とした。
6	N町	固定費に100%	日本下水道協会作成の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、負担金は全て固定費とした。
7	T市	変動費に100%	1m³当たりの経費として支払うものであるため変動費とした。
8	N市	固定費に50%、変動費に50%	過去は変動費としていたが、固定費的な部分もあるのではないかと日本下水道事業団に相談した結果、固定費と変動費を半々とするのが妥当との助言を受けた。
9	K市	固定費に100%	近隣他市の状況を聞き取りしたところ、固定費のことだったため。
10	M町	固定費に100%	明確な根拠はない
11	Y市	変動費に100%	1m³当たりの経費として支払うものであるため変動費とした。

【調査結果】

- ・経費分解していない : 4団体
- ・全て固定費 : 3団体
- ・全て変動費 : 3団体
- ・固定費50%・変動費50% : 1団体

という結果でした。

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

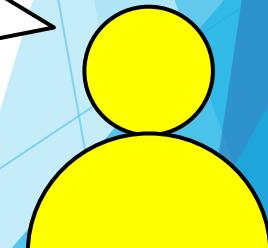
② 日本下水道協会の考え方

「下水道使用料算定の基本的考え方」を発行した日本下水道協会に、流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方について聞き取りました。



日本下水道協会としては、流域下水道維持管理負担金の経費分解についての基準となる考え方は持ち合わせていない。

現在、各団体の実情により、それぞれの判断で経費分解が行われており、今後も、各団体の実情に応じて経費分解されるべきものと考えている。



2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

③ 荒川右岸流域下水道の経費について（埼玉県下水道局）

荒川右岸流域下水道維持管理負担金の基となる経費がどのような費用で構成されているのか、内訳を県の担当者に確認を取りました。



流域下水道維持管理負担金を算出した際の資料を見ると、概ね固定費が70%、変動費が30%で構成されている。

参考資料 右岸流域下水道の経営状況見込み

項目	年 度	38円/m ³	43円/m ³	R8	R9(年間)	R10	R11	R7～R11 合計
		R7	R8	R9(年間)	R10	R11		
処理水量(m ³ /年)	A	208,171,843	208,380,091	209,159,813	208,796,945	209,005,909	1,043,514,601	
収入(千円)	B	8,219,159	9,269,245	9,303,793	9,287,715	9,296,973	45,376,885	
維持管理負担金	C	7,910,530	8,960,344	8,993,872	8,978,269	8,987,254	43,830,269	
総入金(公衆浴場)	D	269	269	269	269	269	1,345	
総入金(高度処理)	E	272,086	272,358	273,378	272,903	273,176	1,363,901	
総入金(児童手当)	F	12,370	12,370	12,370	12,370	12,370	61,850	
その他の(固定資産賃付料等)	G	23,904	23,904	23,904	23,904	23,904	119,520	
支出(維持管理費)(千円)	H=G+H+J	8,265,881	8,743,481	8,886,655	9,158,724	9,454,702	44,509,443	
下水道局経費	I	1,336,584	1,570,644	1,448,748	1,456,073	1,484,069	7,276,118	
給与費	J	196,595	196,595	196,595	196,595	196,595	982,975	
委託料 一部変動費(汚泥処理委託)	K	1,006,634	1,220,316	1,109,037	1,115,705	1,122,974	5,574,666	
修繕費	L	3,218	2,318	2,782	2,773	2,773		
その他	M	130,137	151,415	140,334	141,000	14		
下水道公社経費	N	6,919,297	7,162,837	7,427,907	7,692,651	7,980,633	37,183,325	
人件費	O	141,542	141,542	141,542	141,542	141,542	707,710	
再委託料	P	1,704,758	1,807,044	1,915,466	2,030,395	2,152,219	9,608,882	
消耗品費	Q	56,983	56,983	56,983	56,983	56,983	284,915	
薬品費	R	574,834	586,917	600,896	611,851	624,712	2,999,210	
燃料費	S	82,497	82,580	82,889	82,745	82,828	413,539	
電気料	T	1,824,223	1,826,048	1,832,881	1,829,701	1,831,532	9,144,385	
水道料	U	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	38,290	
修繕料	V	1,752,049	1,857,172	1,968,602	2,086,718	2,211,921	9,876,462	
事務費	W	28,763	28,763	28,763	28,763	28,763	143,815	
共通経費	X	116,963	116,963	116,963	116,963	116,963	584,815	
消費税	Y	629,027	651,167	675,264	699,332	725,512	3,380,302	
予備費	Z	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000	
資本費(交付税措置分を除く)	K	269,298	318,733	363,393	405,869	448,954	1,806,247	
支出計	L=G+K	8,535,179	9,062,214	9,250,048	9,564,593	9,903,656	46,315,690	
単年度収支(千円)	M=B-L	△ 316,020	207,031	53,745	△ 276,878	△ 606,683	△ 938,805	
※累積収支(千円)	N=M+P	894,096	1,101,127	1,154,872	877,994	271,311		
単年度単価(円/m ³)	O=(L-C-D-E-F)/A	39.5	42.0	42.7	44.3	45.9	42.90	

※変動費以外はすべて固定費

支出に占める変動費の割合

変動費(委託料の一部、薬品費、燃料費、電気料)

13,383,784千円

支出計46,315,690千円

= 28.9%

<各年27.2~31.0%発生>

⇒ 約30%

* 残りの約70%は固定費

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

(5) 流域下水道維持管理負担金の経費分解(再検討)

固定費とする理由	変動費とする理由
<ul style="list-style-type: none">・計画汚水量に係る経費の範囲内であるため・毎年同水準の負担金が発生しているため・「下水道使用料算定の基本的考え方」に記載があるため・時代背景が変わり、流域下水道維持管理負担金の性質を多角的に把握する必要性が認識されたため	<ul style="list-style-type: none">・県が1m³当たり単価で請求しているため・H21年度の使用料改定の際は、変動費として整理していたため

他団体では、それぞれの考え方で整理していた

日本下水道協会は、各団体の実情に応じて決めるべきという考え方だった

負担金の計算の基となる荒川右岸流域下水道の経費は、固定費70%・変動費30%であった

※ 総合的に判断し、流域下水道維持管理負担金は**固定費と変動費の双方を含むせ持つ経費**として取り扱うことを再提案します。

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

(6) 固定費と変動費の割合

経費分解の割合

固定費70%・変動費30%とすることを提案します。

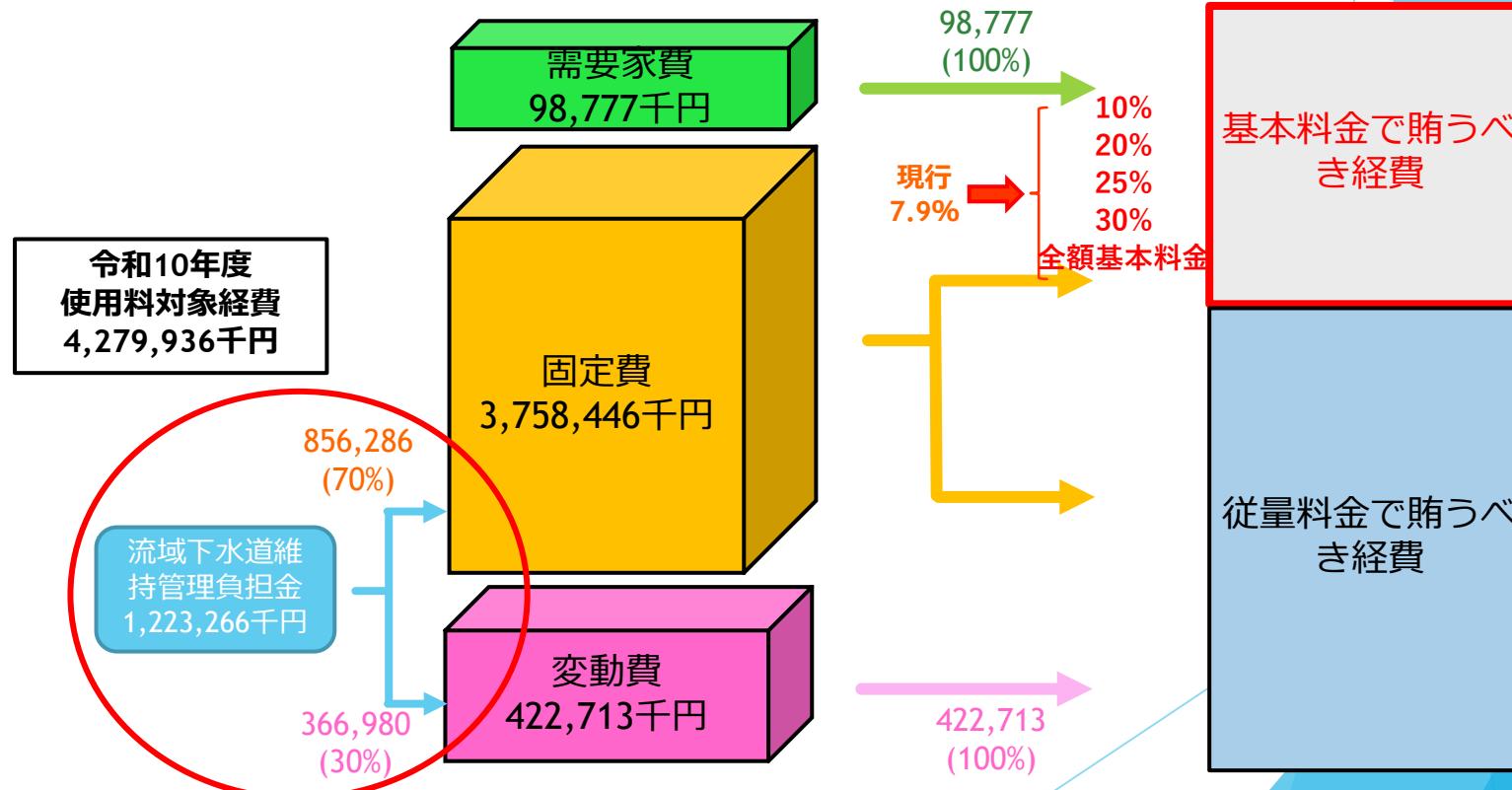
理由

○流域下水道維持管理負担金の計算の基となる令和7～11年度の経費の内訳が固定費70%・変動費30%であるため。

- ・埼玉県は、事務の簡略化等により 1 m³当たり単価で請求しているものと思われますが、実際には70%が固定的に発生する経費です。
- ・本市としては、今後は県の請求方法に着目するのではなく、実態に基づいた経費分解を行うことを提案するものです。

2. 流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方

(7) 令和10年度の経費分解（再検討後）



3. 今回の改定の考え方

3. 今回の改定の考え方

(1) 使用料改定にあたっての検討項目 ※再掲

現行の下水道使用料（1か月あたり／税抜き）			
用 途	基本料金	従量料金	
		排除量	単 価
家事用	200円	1~10m ³	45円
その他		11~20m ³	80円
		21~30m ³	105円
		31~50m ³	130円
		51~200m ³	150円
		201~500m ³	175円
		501m ³ ~	190円

【検討項目①】
基本料金

【検討項目②】
排除量
区分

【検討項目③】
従量料金
単価

※以上の3項目が使用料改定にあたっての検討項目になります。

3. 今回の改定の考え方

(2) 検討項目①：基本料金

- 基本料金の検討に当たっては、以下の2点を考慮することとしました。

- ・ 人口減少等による下水道使用料収入への影響を見据え、固定費の配分割合を30%程度を目安に引き上げること
- ・ 一般家庭などの使用者への影響を考慮し、30%以下の案も検討すること



固定費のうち、基本料金で賄う経費として配分する割合を

- ・ 案A：30%
- ・ 案B：25%
- ・ 案C：20%

の3パターンに絞って検討します。

固定費の基本料金 への配分割合	基本料金 (現行:200円 ※1月あたり、税抜き との差)
30%	案A 657円 (+457円)
25%	案B 556円 (+356円)
20%	案C 455円 (+255円)

※ 基本料金については、案A～Cの3種類に絞り検討することを提案します。

3. 今回の改定の考え方

(3) 検討項目②：排除量区分

①排除量区分の設定について

※国土交通省「下水道使用料の算定」（令和元年8月2日）より

排除量区分は、**排水需要の態様に応じて**、下水道使用者を3から9程度に区分することが一般的であるとされています（川越市の現在の排除量区分：7区分）。

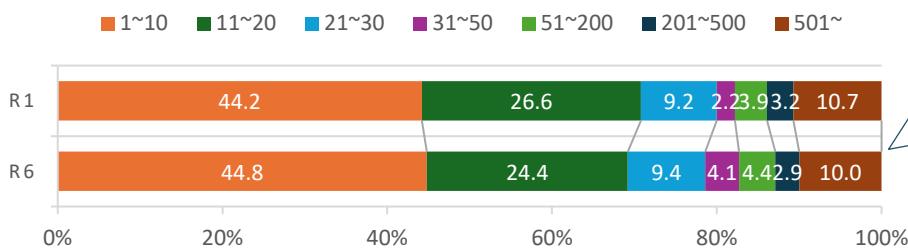
②今回の使用料改定における排除量区分の設定について

本市の下水道整備は概ね完了しており、将来的な排水需要の増加は限定的となることが見込まれます。また、現時点では産業構造に大きな変化は見込まれておらず、排水需要は同様に推移するものと想定されます。そのため、今回の使用料改定では、現在の排除量区分を継続して適用することを提案します。

（参考）排除量区分ごとの排除量の構成比率

※排除量は、使用料算定に係る各区分に該当水量を計上しています。

例) 排除量25m³の場合 1～10m³: 10m³・11～20m³: 10m³・20～30m³: 5m³



【コロナ禍前のR1と直近のR6との比較】

- 11～20m³は減少したが、11～50m³までのトータルでは大きな変動はない。
- 1～10m³は微増し、501m³以上は微減している。

↓
構成比率に大きな変化は見られない

3. 今回の改定の考え方

(4) 検討項目③：従量料金単価

- 従量料金単価については、以下の考え方のもとに検討しました。

従量料金	
排除量	単 價
1~10m ³	45円
11~20m ³	80円
21~30m ³	105円
31~50m ³	130円
51~200m ³	150円
201~500m ³	175円
501m ³ ~	190円

原 則

従量料金は受益者負担の原則に基づき、少量使用者・大口使用者を問わず全ての使用者に排除量に応じて負担していただきます。

一方、基本料金の引き上げの影響が大きい少量使用者への配慮も一定程度必要なものと考えます。

1~10m³の区分の単価の改定額を抑え、

それ以外の単価は同程度引き上げることを提案します。

4. 改定案

4. 改定案

案 A 【固定費のうち30%を基本料金に配分する案】

◆使用料表（現行・改定案）

基本料金	現行	改定案	改定額 (改定率)
	200円	657円	+457円 (+229%)

◆係数

R 10予測請求件数
1,868,436件

◆使用料収入額（現行・改定案）

現行	改定案	差額
373,687,200円	1,227,562,452円	853,875,252円

従量料金	排除量区分	現行	改定案	改定額 (改定率)
	1~10m ³	45円	50円	+5円 (+11%)
	11~20m ³	80円	90円	+10円 (+13%)
	21~30m ³	105円	119円	+14円 (+13%)
	31~50m ³	130円	147円	+17円 (+13%)
	51~200m ³	150円	170円	+20円 (+13%)
	201~500m ³	175円	198円	+23円 (+13%)
	501m ³ ~	190円	215円	+25円 (+13%)

R 10予測排除量
14,583,364m ³
7,914,115m ³
3,047,978m ³
1,338,494m ³
1,420,131m ³
937,061m ³
3,256,709m ³
32,497,852m ³

現行	改定案	差額
656,251,380円	729,168,200円	72,916,820円
633,129,200円	712,270,350円	79,141,150円
320,037,690円	362,709,382円	42,671,692円
174,004,220円	196,758,618円	22,754,398円
213,019,650円	241,422,270円	28,402,620円
163,985,675円	185,538,078円	21,552,403円
618,774,710円	700,192,435円	81,417,725円
2,779,202,525円	3,128,059,333円	348,856,808円

合計（基本料金 + 従量料金）

現行	改定案	差額	改定率
3,152,889,725円	4,355,621,785円	1,202,732,060円	38.15%

4. 改定案

案A 【固定費のうち30%を基本料金に配分する案】

(参考) 改定前と改定後の使用料比較（1か月あたり・税抜）

排水量(m³)	使用者の目安	現行料金(円)	改定後料金(円)	差額(円)	改定率
10	1人世帯	650	1,157	507	78.0%
20	2~3人世帯	1,450	2,057	607	41.9%
30	4~5人世帯	2,500	3,247	747	29.9%
40	6人以上世帯	3,800	4,717	917	24.1%
50		5,100	6,187	1,087	21.3%
60		6,600	7,887	1,287	19.5%
70		8,100	9,587	1,487	18.4%
80		9,600	11,287	1,687	17.6%
90		11,100	12,987	1,887	17.0%
100		12,600	14,687	2,087	16.6%
500		80,100	91,087	10,987	13.7%
1000	事務所、店舗	175,100	198,587	23,487	13.4%
2000		365,100	413,587	48,487	13.3%
5000		935,100	1,058,587	123,487	13.2%
10000		1,885,100	2,133,587	248,487	13.2%
20000		3,785,100	4,283,587	498,487	13.2%

4. 改定案

案B 【固定費のうち25%を基本料金に配分する案】

◆使用料表（現行・改定案）

基本料金	現行	改定案	改定額 (改定率)
	200円	556円	+356円 (+178%)

◆係数

R 10予測請求件数
1,868,436件

◆使用料収入額（現行・改定案）

現行	改定案	差額
373,687,200円	1,038,850,416円	665,163,216円

従量料金	排除量区分	現行	改定案	改定額 (改定率)
	1~10m ³	45円	50円	+5円 (+11%)
	11~20m ³	80円	98円	+18円 (+23%)
	21~30m ³	105円	128円	+23円 (+22%)
	31~50m ³	130円	159円	+29円 (+22%)
	51~200m ³	150円	183円	+33円 (+22%)
	201~500m ³	175円	214円	+39円 (+22%)
	501m ³ ~	190円	232円	+42円 (+22%)

R 10予測排除量
14,583,364m ³
7,914,115m ³
3,047,978m ³
1,338,494m ³
1,420,131m ³
937,061m ³
3,256,709m ³
32,497,852m ³

現行	改定案	差額
656,251,380円	729,168,200円	72,916,820円
633,129,200円	775,583,270円	142,454,070円
320,037,690円	390,141,184円	70,103,494円
174,004,220円	212,820,546円	38,816,326円
213,019,650円	259,883,973円	46,864,323円
163,985,675円	200,531,054円	36,545,379円
618,774,710円	755,556,488円	136,781,778円
2,779,202,525円	3,323,684,715円	544,482,190円

合計（基本料金 + 従量料金）

現行	改定案	差額	改定率
3,152,889,725円	4,362,535,131円	1,209,645,406円	38.37%

4. 改定案

案B 【固定費のうち25%を基本料金に配分する案】

(参考) 改定前と改定後の使用料比較（1か月あたり・税抜）

排水量(m³)	使用者の目安	現行料金(円)	改定後料金(円)	差額(円)	改定率
10	1人世帯	650	1,056	406	62.5%
20	2~3人世帯	1,450	2,036	586	40.4%
30	4~5人世帯	2,500	3,316	816	32.6%
40	6人以上世帯	3,800	4,906	1,106	29.1%
50		5,100	6,496	1,396	27.4%
60	事務所、店舗	6,600	8,326	1,726	26.2%
70		8,100	10,156	2,056	25.4%
80		9,600	11,986	2,386	24.9%
90		11,100	13,816	2,716	24.5%
100		12,600	15,646	3,046	24.2%
500		80,100	98,146	18,046	22.5%
1000		175,100	214,146	39,046	22.3%
2000		365,100	446,146	81,046	22.2%
5000		935,100	1,142,146	207,046	22.1%
10000		1,885,100	2,302,146	417,046	22.1%
20000		3,785,100	4,622,146	837,046	22.1%

4. 改定案

案C 【固定費のうち20%を基本料金に配分する案】

◆使用料表（現行・改定案）

基本料金	現行	改定案	改定額 (改定率)
	200円	455円	+255円 (+128%)

◆係数

R 10予測請求件数
1,868,436件

◆使用料収入額（現行・改定案）

現行	改定案	差額
373,687,200円	850,138,380円	476,451,180円

従量料金	排除量区分	現行	改定案	改定額 (改定率)
	1~10m³	45円	50円	+5円 (+11%)
	11~20m³	80円	105円	+25円 (+31%)
	21~30m³	105円	138円	+33円 (+31%)
	31~50m³	130円	170円	+40円 (+31%)
	51~200m³	150円	197円	+47円 (+31%)
	201~500m³	175円	229円	+54円 (+31%)
	501m³~	190円	249円	+59円 (+31%)

R 10予測排除量
14,583,364m³
7,914,115m³
3,047,978m³
1,338,494m³
1,420,131m³
937,061m³
3,256,709m³
32,497,852m³

現行	改定案	差額
656,251,380円	729,168,200円	72,916,820円
633,129,200円	830,982,075円	197,852,875円
320,037,690円	420,620,964円	100,583,274円
174,004,220円	227,543,980円	53,539,760円
213,019,650円	279,765,807円	66,746,157円
163,985,675円	214,586,969円	50,601,294円
618,774,710円	810,920,541円	192,145,831円
2,779,202,525円	3,513,588,536円	734,386,011円

合計（基本料金 + 従量料金）

現行	改定案	差額	改定率
3,152,889,725円	4,363,726,916円	1,210,837,191円	38.40%

4. 改定案

案C 【固定費のうち20%を基本料金に配分する案】

(参考) 改定前と改定後の使用料比較（1か月あたり・税抜）

排水量(m³)	使用者の目安	現行料金(円)	改定後料金(円)	差額(円)	改定率
10	1人世帯	650	955	305	46.9%
20	2~3人世帯	1,450	2,005	555	38.3%
30	4~5人世帯	2,500	3,385	885	35.4%
40	6人以上世帯	3,800	5,085	1,285	33.8%
50		5,100	6,785	1,685	33.0%
60	事務所、店舗	6,600	8,755	2,155	32.7%
70		8,100	10,725	2,625	32.4%
80		9,600	12,695	3,095	32.2%
90		11,100	14,665	3,565	32.1%
100		12,600	16,635	4,035	32.0%
500		80,100	105,035	24,935	31.1%
1000		175,100	229,535	54,435	31.1%
2000		365,100	478,535	113,435	31.1%
5000		935,100	1,225,535	290,435	31.1%
10000		1,885,100	2,470,535	585,435	31.1%
20000		3,785,100	4,960,535	1,175,435	31.1%

【参考】排除量区分ごとの令和10年度排除量予測

- 従量料金単価を設定するためには排除量区分ごとの排除量予測が必要になるため、過去5年間の排除量の推移を基に、令和10年度の排除量を予測しました。

2か月水量	R2	R3	R4	R5	R6	平均伸び率	R10	
	排除量 (m³)		排除量 (m³)	構成比				
1-20m³	14,375,947	14,560,189	14,593,406	14,611,604	14,706,330	0.45%	14,583,364	44.9%
21-40m³	8,468,888	8,394,926	8,195,697	8,066,017	8,012,069	-0.23%	7,914,115	24.4%
41-60m³	3,619,412	3,512,611	3,288,495	3,153,982	3,089,478	-0.35%	3,047,978	9.4%
61-100m³	1,662,869	1,590,281	1,467,370	1,390,046	1,354,785	-0.21%	1,338,494	4.1%
101-400m³	1,373,433	1,378,124	1,415,950	1,426,867	1,433,445	0.06%	1,420,131	4.4%
401-1000m³	898,905	920,594	938,543	938,794	946,000	0.05%	937,061	2.9%
1001m³-	3,023,502	3,166,494	3,144,629	3,149,800	3,281,555	0.24%	3,256,709	10.0%
計	33,422,956	33,523,219	33,044,090	32,737,110	32,823,662		32,497,852	100.0%

【算出方法】

R10排除量合計32,497,852m³（R7経営戦略より）をR6の構成比で案分し、さらにR2～R6の平均伸び率を乗じて算出しました。